

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 平成30年度第4回審議概要

開催日及び場所	平成31年3月1日（金） 神戸地方合同庁舎 3階 第6供用会議室	
委員	芥川真一（神戸大学大学院工学研究科教授 第二部会長） 瀧 圭吾（神戸大学大学院法学研究科教授 ） 米田和史（米田会計事務所 公認会計士・税理士 第二部会長代理 今回抽出担当者） （五十音順）	
審議対象期間	平成30年10月1日 ～ 平成30年12月31日	
報告事項	①発注状況報告 ②指名停止措置の運用状況報告 ③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④再度入札における一位不動状況報告 ⑤低入札価格調査制度対象工事の発生状況報告	（備考） ・①～⑤について、整備局資料に基づき説明を行った。
審議事項	総件数	（備考）
①抽出案件	6件	[抽出件名]
<工事>		
一般競争入札方式 （WTO対象）【一括審査方式】	1件	・神戸港航路附帯施設地盤改良工事（第1工区） ・神戸港航路附帯施設地盤改良工事（第2工区） ・神戸港航路附帯施設地盤改良工事（第3工区）
一般競争入札方式 （WTO対象外）	1件	・神戸港新港東ふ頭地区浚渫工事
<業務>		
簡易公募型競争入札方式	1件	・舞鶴港和田地区道路（上安久線）物件調査等業務
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・大阪湾汚濁機構解明検討業務
随意契約	1件	・和歌山下津港被災状況緊急調査
<物品役務>		
一般競争入札方式 （WTO対象）	1件	・標識灯購入

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>①発注状況報告</p> <p>②指名停止措置の運用状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一覧表の中で、一般的に港湾と関係のなさそうな業者もありますが、それであってもこの表に掲載するのでしょうか。 <p>③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告</p> <p>④再度入札における一位不動状況報告</p> <p>⑤低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本一覧表は近畿地方整備局として、指名停止を行った業者を全て掲載しております。

意見・質問	回答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（政府調達協定）</p> <p>「神戸港航路附帯施設地盤改良工事（第1工区） 神戸港航路附帯施設地盤改良工事（第2工区） 神戸港航路附帯施設地盤改良工事（第3工区）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定テーマBについて、申請者の評価点に差がある理由は主にどういったところでしょうか。 ・施工実績でサンドコンパクションパイルについては、陸上での実績と海上での実績とで区別しているのでしょうか。 ・工事を3工区に分けて別の会社に発注しているのはなぜでしょうか。一括で発注した方が効率が良いということはないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該テーマに関して、提出された提案内容は杭打ちの時間短縮に関する提案等が主なものでした。その他に安定した砂の供給に関する提案がありましたが、この提案に関しては効率的ではありませんが施工管理の範疇だと考えているため、他の提案に比べて評価点に差があったかと考えます。 ・区別しております。今回は海上での実績を求めています。海上での打設に関しては陸上で行う同じ行為と比べても施工管理の方法や注意点等も大きく変わってくるためです。 ・当該工事では、サンドコンパクション船が3隻必要になり、かつ3隻分の砂の供給が必要になります。また、1工区で約1年の工期となっており、非常に規模が大きな工事になります。 <p>このような大きな規模の工事を1つの業者</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・サンドコンパクションパイルの2,500本という数量については、いつもこのような数量で行っているとの理解でよいのでしょうか。 	<p>に一括で発注するよりも、3つの会社に分けて発注した方が効率的・効果的だと判断しております。当局の発注工事では大きな規模の工事ですと、適切な範囲に分割して発注しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事によって、本数も変わってきます。今回は1年の工期のなかで、当該工事で施工可能な本数ということで設定しております。
--	--

意見・質問	回答
<p>2. 一般競争入札方式 「神戸港新港東ふ頭地区浚渫工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札の際に予定価格を大きく超過するということは度々起こるのでしょうか。 ・参加条件の箇所、参加資格を拡大するために一時下請けでの実績も含めているとのことでしたが、これについては効果はあったのでしょうか。 ・入札調書にある基準評価値とはどういった数値なのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常あまり発生しませんが、担当者の勘違い等で起こっている場合もあると聞いております。 ・今回は残念ながら参加業者は全て元請けの実績で提出されておりますが、こういった取り組みを継続的に行い、周知していくことによって最終的には新たな参加業者が増えると考えております。 ・基準評価値とは、予定価格に準じた数値です。

意見・質問	回答
<p>3. 簡易公募型競争入札方式 「舞鶴港和田地区道路（上安久線）物件調査等業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務内容について、住民の方の家屋等に立ち入って物件の価値等がいくらかになるか調査するという事なのでしょうか。また、こういった業務は公務員の方が実際に調査するのではなく、業務発注することが多いのでしょうか。 ・予定価格の近くでの落札となる場合やそう 	<ul style="list-style-type: none"> ・その通りです。臨港道路の建設予定地にある建物等に立ち入り、その建物の価値等を算出する業務です。 また、こういった業務は、通常発注して実施しております。 ・実際に黒字になっているかの確認はしており

<p>でない場合など様々な案件があると思いますが、実際に受注された業者が最終的に黒字になっているかどうかの確認はしているのでしょうか。</p>	<p>ませんが、調査後に受注業者から話を聞く限りでは赤字になったという話は聞いておりません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・同じ道路を整備する上で港湾局と道路局とでどのように区切っているのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法で規定している一般国道と、港湾法で規定している臨港道路がございますので、それらを各々の事業として実施しております。

意見・質問	回答
<p>4. 簡易公募型プロポーザル方式 「大阪湾汚濁機構解明検討業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行期間が半年となっておりますが、本業務は半年ごとに実施しているのでしょうか。 ・解析したデータはどういった用途で使用するのでしょうか。 ・特定するための評価基準表のうち、「X氏、Y氏、Z氏」とあるのは、3人の管理技術者の評価をしているということでしょうか。 ・本業務は、過去も同じ業者が落札しているのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・半年ごとに実施しているものではなく、過去2年間の蓄積した観測データを解析するのに必要な期間として、履行期間が半年となったということです。 ・解析したデータは、ホームページで一般に公開し、どなたでも使えるようにしております。 ・監理技術者の評価ではなく、当局の評価者3名のことを示しております。 ・昨年度は、同じ業者が落札しております。4年前には、別の業者も入札に参加したが、結果として同じ業者が落札しております。

意見・質問	回答
<p>5. 随意契約 「和歌山下津港被災状況緊急調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務についての予定価格は、どういったものなのでしょうか。参考見積りのとおりとなるのでしょうか。 ・非常に強い台風であったかとは思いますが、この災害で施設が被災したことについて、 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべて参考見積りのとおりではなく、積算基準があるものについては、積算基準に基づき予定価格を設定しております。 ・被災時の波浪の状況を推算し、引き続き防波堤の整備に向けて設計の見直し等を検討しな

<p>こういった調査を終えたうえで次に向けての改善はどのようにされていくのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の当事者が、支店や営業所となっている場合は、入札参加申込者がそうであるということなののでしょうか。 	<p>がら行っていきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その通りです。
--	--

意見・質問	回 答
<p>6. 一般競争入札方式（WTO対象） 「標識灯購入」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙での入札となっているのは、例外的な扱いになるのでしょうか。 ・本件は、設置作業も含まれているのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者から紙入札の申請があれば、紙入札を認めているところです。 ・本件は購入のみであり、設置作業は工事において行っております。

意見・質問	回 答
<p>7. 全体を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問なし 	